

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
国立研究開発法人建築研究所 持続可能プログラム実施補助業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.4.1	国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7丁目22番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務の遂行に当たっては、第4期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、抄録(外国語の論文等についても日本語で作成)として取りまとめることで、建築研究所の持続可能プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用することができるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらを建築研究所だけで直接実施するのは、膨大な作業が必要となることから、人材等の資源面で困難である。これらの作業を確実に効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥7,396,730	0	
建築物の観測データ収集システムのための評価確認用サーバの構築およびシステム設計業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.4.27	株式会社エイツー 東京都品川区戸越1-7-1 東急戸越ビル7F	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務では、①建築物の構造ヘルスマニタリングシステムで扱われる多くのデータを収集する評価確認用サーバの構築と試用による検証、①の検討結果に基づき、将来の実用化に向けたシステムの提示を行うが、当該作業は専門的知見とノウハウが必要であることから研究担当者のみで効率的に実施することは困難である。そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥4,950,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
航空レーザによる災害時の大破建築物の損傷評価手法に関する検討業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.4.28	国際航業株式会社 東京支店 東京都千代田区六番町2番地	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務では、①航空レーザによる地震被災建築物被害の検証、②航空レーザデータによる地震建物被害抽出手法の整理、③「航空レーザを用いた災害時の大破建物検知のための計測および損傷評価手法マニュアル」(案)の作成を行うが、当該作業は専門的知見とノウハウが必要であることから研究担当者のみで効率的に実施することは困難である。 そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥4,268,000	0	
TASC MEASURE Staticモーションキャプチャ集録システムの購入	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.8.2	タスク株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜3-17-5 いちご新横浜ビル5階	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)当該システムは、特命業者(タスク株式会社)が開発する計測用ソフトTASC Measure staticのアドオンプログラムであり、特命業者は唯一の開発者、販売者である。建築研究所で所有するTASC Measure staticは、データロガーで記録された荷重・ひずみ・変位等のデータと、カメラ画像を同時記録することができる計測ソフトウェアであり、本アドオンプログラムを導入することで、モーションキャプチャによる計測データも同時に記録することができ、有用な分析をすることが可能となる。 以上の理由から、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥4,762,285	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
令和3年度「革新的社会資本整備研究開発推進事業」における企業財務状況調査等補助業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.8.4	株式会社常陽産業研究所 茨城県水戸市三の丸1丁目5番18号	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第三号) 本業務の遂行にあたっては執行状況管理にあつては研究開発が終了するまで(最長5年間)、また、財務状況等モニタリングにあつては、研究開発費の返済完了まで(研究開発終了後、最長15年間)の期間に渡つて実施することを想定しているが、その際、委託研究開発契約書において、「本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする」と規定しているところ。</p> <p>また、財務状況等のモニタリングについては、単年度における動向のみならず、複数年に渡るシームレスな観察が、研究開発費の毀損リスク回避のために不可欠である。</p> <p>以上を踏まえ、本業務を、前年度の受託者以外の者に履行させることは、秘匿情報を知得する者を増大し、かつ、シームレスな観察の観点を喪失するため不利である。よつて、会計規程第56条第4項第3号の規定により随意契約するもの。</p>	¥8,250,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
建築環境実験棟業務用空調システム性能評価施設の機能改善業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.7	株式会社大西熱学 東京都墨田区緑1-19-9	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 建築環境実験棟業務用空調システム性能評価施設は、平成24年度に上記業者により整備されたものである。本整備は、空調システム性能評価施設の室内機ボックス内に設置された負荷発生装置(ファンコイルユニット)の供給熱量を自動的に制御する機能を追加するものであるが、3つ存在する室内機ボックスのうち、2つのボックス(室内機ボックス①、②)については当初施工時にこの機能は上記業者により実装されている。機能が存在しない残り1つの室内機ボックス(室内機ボックス③)については、手動のバルブ操作により供給熱量の調整を行ってきたが、より精度の高い試験結果を効率良く得るために、本整備により室内機ボックス①及び②と同様の供給熱量制御機能を導入する。</p> <p>左記業者は、業務用空調システム性能評価施設を整備した業者であり、性能評価施設全体の仕様、及び、室内機ボックス①及び②の供給熱量制御機能についての詳細を把握している唯一の業者である。仮に制御機能整備を左記業者以外のもに実施させた場合、システム全体の詳細を把握していないため、本業務で導入した制御が既存装置を含めた評価施設全体に著しい支障を及ぼし、評価施設全体が機能しなくなる、もしくは、評価施設の精度や安定性が著しく悪化する恐れがある。</p> <p>よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。</p>	¥4,730,000	0	
都市構造予測・評価Webアプリケーションの改良と実証実験等支援業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.8	アカデミックエクスプレス株式会社 茨城県つくば市千現2-1-6 C-A-18	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) これまでに作成した将来都市構造予測モデルや評価プログラムを含むWebアプリケーション等の実用化を目指した改良と、実証実験の支援、マニュアル素案の作成等を実施するものである。本業務の遂行にあたっては、改良に向けた詳細設計をはじめ、プログラミングの実施や実証実験の支援、マニュアル素案の作成等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。</p> <p>そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。</p>	¥4,999,500	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
高分解能可視光衛星画像からの機械学習による建物被害解析プログラムの作成支援業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.9	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 東京都千代田区神田錦町2-3	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務は、地震災害を対象として、学習モデルの推定精度や汎用性の向上等に必要な機能を実装した高分解能可視光衛星データを用いた建物被害解析プログラムの作成の支援を行うものである。 そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥4,400,000	0	
建築環境実験棟業務用空調システム性能評価設備施設外3件(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.13	株式会社大西熱学 東京都墨田区緑1-19-9	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための点検及び不具合を生じている構成機器等の交換を行うものであり、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検及び構成機器等の交換の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 このことから、上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。	¥5,027,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
風雨実験棟乱流境界層風洞施設の風洞制御システムおよび多点圧力測定装置等(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.14	東亜工業株式会社	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 風雨実験棟乱流境界層風洞施設の風洞制御システムおよび多点圧力測定装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。</p> <p>保守点検業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。</p> <p>このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。</p>	¥2,695,000	0	
火災画像解析システム運用実装業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.22	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、データベースを用いたWeb開発に関する専門知識が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。</p> <p>そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。</p>	¥5,995,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
建築の共通データ環境におけるIFC データの取扱い等に係る検討業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.22	一般社団法人buildingSMART Japan	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務では、IFCをBIMデータとする共通データ環境プロトタイプ的设计と試作、BIMエレメントに対する固有IDの導入の検討、及び、真正性を必要とするBIMデータや関連するファイル等に対する電子署名の適用の実証については、業務の検討対象とする共通データ環境の作成の能力が必要であること、プロジェクトにおける共通IDの必要性について熟知していること、および、電子署名に係る専門的な知見と技術を保有している事がもとめられる。</p> <p>そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。</p>	¥28,961,900	0	
建築音響実験棟デジタル精密騒音計他(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.22	リオン株式会社	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務は、装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。</p> <p>点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。</p> <p>本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。</p>	¥1,595,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
建築基礎・地盤実験棟2方向加力式遠心載荷試験装置(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.28	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。	¥2,860,000	0	
浸水実績等に基づく浸水想定区域内のリスク区分及び参考対策事例の収集整理業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.9.28	国際航業株式会社 東京支店 東京都千代田区六番町2番地	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務では、都市計画区域内で洪水浸水想定区域が指定された区域内を対象に、浸水リスクの特性と浸水対策の方向性に基づく地区区分を試行し、主要な地区区分に対応した浸水対策の参考事例の収集と整理を行うものである。地区区分の試行に際しては、分析対象区域内の地理的条件と浸水実績の対応関係の傾向についてGIS(地理情報システム)を利用して解析を行う。本業務の遂行にあたっては、大量の地理情報(GIS)データを計算・処理する能力及び実行環境、並びに都市計画に加えて水害対策に係わる専門知識・経験が必要であるため、建築研究所の研究担当者のみにより短期間で直接実施するのは困難である。 そこでこれらを外部機関に依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥5,500,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
衛星SARによる市街地被害解析システムの試験運用支援業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.7	みずほリサーチ&テクノロジー株式会社 東京都千代田区神田錦町2-3	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、衛星合成開口レーダー(衛星SAR)を入力として建物被害集中地区を把握するプログラムについての試験運用のために、複数の運用モードに対しての最適な実装方法の検討や、解析の管理と可視化のためのGUI(グラフィカルユーザーインターフェース)の作成、試験運用の支援等を行うものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、運用モードの追加に合わせた実装方法並びに安定的運用方法の検討と必要なプログラミング、試験運用のためのプログラムの実装作業、試験運用の支援等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。</p> <p>これらの作業を効率的に行うには、衛星データを元にした解析プログラムの作成を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。</p> <p>提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断された。</p> <p>以上の理由から上記業者を選定し、会計規程第56条第4項第1号の規定により、随意契約するものである。</p>	¥5,500,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
強度試験棟中型振動台(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.12	三菱重工機械システム株式会社設備インフラ事業本部 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の実験装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した三菱重工業株式会社より事業移管された会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。	¥4,037,000	0	
強度試験棟200tサーボ式万能試験施設(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.14	株式会社鷺宮製作所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。	¥2,926,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
建築確認におけるBIM活用の実用に向けた技術の整理検討業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.8	一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町1-9	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築確認におけるBIM活用について、確認審査の事前相談段階において審査内容の理解を目的としてBIMモデルを閲覧する場合に必要な情報、審査機序、表現方法を検討するとともに、BIMを導入して確実に確認審査が行えるという訴求につながる、事前相談段階におけるBIMモデルの供覧の実施に至る、事例や準備すべき項目について、建築確認におけるBIM活用の実用に向けた技術の整理検討を行うものである。 本業務における検討については、業務の検討対象とする建築物の設計、当該設計物に対応するBIMモデルの作成の能力とその内容に係る理解の能力が必要であること、建築物の確認審査について熟知していること、および、確認審査業務に必要な、BIMモデルのモデル表現や、BIM属性情報の参照の方法等、モデルビューに係る専門的な知見と技術を保有している事がもとめられる。このため、当該業務について、これらの能力のある者に対して業務発注する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および技術審査を行った。 提案された企画提案書に基づき、業務実績、業務への理解度、実施方法等について審査を行い総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に対して適切であると判断された。 以上の理由から、上記業者を選定し、会計規則第56条第4項第1号の規定により随意契約するものである。	¥9,983,600	0	
高精度時刻を有する建物被害状況観測・解析システムにおける同期信号配信の直接入力方式構築業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.8	イネープラー株式会社 東京都港区虎ノ門4-1-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、衛星情報を活用した被災判定システムにおける同期信号配信を有線による直接入力方式に基づく方法を構築し、複数の加速度センサへ高精度時刻を付与するシステムへ改善を行うものである。本システムは、建築研究所が上記の業者と共同で特許出願しているものであり、上記業者がこれらの必要条件を満足する唯一の者である。 よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥990,000	0	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
建築確認におけるBIM活用の実用に向けた審査環境の試作成とその検討	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.13	株式会社インクス 東京都世田谷区駒沢3-26-17	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築確認におけるBIM 活用について、確認審査の事前相談段階において審査内容の理解を目的としてBIM モデルを閲覧することを想定し、審査において必要となる情報、審査機序、表現方法によりBIM モデルを視認する等により、確認審査を行うことができる審査環境を試作成し、紙面による審査との比較等により、当該審査環境の実用性等について検証を行うものである。 本業務における検討については、業務の検討対象とする建築物の設計、当該設計物に対応するBIM モデルの作成の能力とその内容に係る理解の能力が必要であること、建築物の確認審査について熟知していること、および、確認審査業務に必要な、BIM モデルのモデル表現や、BIM 属性情報の参照の方法等、モデルビューに係る専門的な知見と技術を保有している事がとめられる。このため、当該業務について、これらの能力のある者に対して業務発注する必要がある。このため、当該業務について、これらの能力のある者に対して業務発注する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および技術審査を行った。提案された企画提案書に基づき、業務実績、業務への理解度、実施方法等について審査を行い総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に対して最も適切であると判断された。 以上の理由から、上記業者を選定し、会計規則第56条第4項第1号の規定により随意契約するものである。	¥15,290,000	0	
東雲住宅地震観測装置更新	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.10.25	テクニカルリンク株式会社 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷1-12-1	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施に当たっては、装置全体の構成と個々の構成機器の機能、および全体を統括するソフトウェアに精通している必要がある。上記業者は本件地震観測装置を製造・設置・調整した業者であり、上記以外の業者に本業務を実施させた場合は、更新による機能回復及び観測の継続に大きな支障が生じる恐れがある。 本業務は、特殊な装置の機能保全と観測の維持を目的としており、当該装置の製造を行ったものしかできないと認められることを同会社に行わせるものである。 このことから上記業者が、本業務を行う知見と技能を有する唯一のものである。	¥1,628,000		

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
防耐火実験棟排煙処理装置(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.17	東和耐火工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の実験装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構と防耐火実験棟内の耐火炉およびその制御系統との連動機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置と耐火炉およびその制御系統を製造・構築し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。	¥2,376,000		
事業所における水害対策とその費用対効果に関するモデルスタディ業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.17	株式会社現代計画研究所 東京都練馬区豊玉北6-4-4-201	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務では、一定の浸水リスクが想定される都市部における店舗・診療所等の事業所を対象に、水害対策に伴う追加的費用と被害軽減額等をモデル的に試算することにより、水害対策の費用対効果を検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、店舗・診療所等の事業所の内装設計の実務に関わる専門知識・経験が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者のみにより直接実施するのは困難である。 これらの作業を効率的に行うには、上記の実務に係わる業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断された。 以上の理由から上記業者を選定し、会計規程第56条第4項第1号の規定により、随意契約するものである。	¥4,895,000		

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
実大構造物実験棟油圧ジャッキ等(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.12	オックスジャッキ株式会社 東京都中央区新富1丁目2-10	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の実験装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥1,287,000		
災害時の市街地3次元情報の可視化技術に関する資料素案の作成支援業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.19	アカデミックエクスプレス株式会社 茨城県つくば市千現2-1-6 C-A-18	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、災害後の市街地を示した3次元情報を効果的かつ効率的に可視化するための技術動向について整理し、技術カタログ等の形式での技術資料の素案作成を行うものである。本業務の遂行にあたっては、市場で流通している可視化技術の動向把握や特許情報からの情報抽出、カタログ素案の作成等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。 これらの作業を効率的に行うには、市街地データの可視化を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断された。 以上の理由から上記業者を選定し、会計規程第56条第4項第一号の規定により、随意契約するものである。	¥3,300,000		

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
火災風洞実験棟火災風洞装置(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.19	株式会社風技術センター 東京都墨田区墨田4-8-7	<p>(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。</p> <p>点検の実施にあたっては、特殊な実験装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。が、上記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一者しかできないと認められるものを当該者に任せられるものである。</p> <p>このことから上記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。</p> <p>よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。</p>	¥1,716,000		
応急危険度判定における実施本部等での調査範囲の指示等を効率化するための本部機能プロトタイプ試作業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.24	ESRIジャパン株式会社 東京都千代田区平河町2-7-1	<p>本業務は、応急危険度判定の実施本部での活用を意図し、調査範囲や調査対象建物の設定機能や調査員への指示機能を有する本部機能のプロトタイプを作成するものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、各機能の詳細設計やプログラミング、動作テスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。</p> <p>これらの作業を効率的に行うには、クラウド上で稼働する地理空間データの処理プログラムのプログラミングを含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。</p> <p>提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、上記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断された。</p> <p>以上の理由から上記業者を選定し、会計規程第56条第4項第1号の規定により、随意契約するものである。</p>	¥3,300,000		

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	再就職の役員の数	備考
実大構造物実験棟加力計測システム(21)保守点検業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R3.11.19	三菱重工機械システム株式会社 設備インフラ事業本部 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、上記の実験装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、精度の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構と耐火実験棟内の耐火炉およびその制御系統との連動機構を把握した上での対応が要求されるが、上記業者は、上記実験装置と耐火炉およびその制御系統を製造・構築し、建築研究所に納入した会社であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。	¥6,710,000		
機械警備装置等更新業務	契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3	R4.2.18	総合警備保障株式会社	(建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、建築研究所の実験施設を対象に外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する装置、内部への侵入者を感知し表示する装置等、機器をもって機械的な監視を行っているが、装置の経年劣化により不具合が発生し、警備業務に支障も生じている。正常に機械警備での監視を実施するには、早急に劣化装置の更新を行う必要が生じた。 当該業務の実施にあたっては、警備装置全体の機構を把握した上での対応が必要となるが、上記業者は令和3年度機械警備業務の受注者であり、上記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保及び使用において著しい支障が生じる恐れがあることから、上記業者が本業務を実施出来る唯一の業者である。 以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により上記業者と随意契約するものである。	¥2,442,000		